

建設業許可変更届関係書面の記載例

(関東地方整備局管内の国土交通大臣許可業者向け記載例)

令和6年12月13日版

国土交通省 関東地方整備局
建政部 建設産業第一課

建設業許可変更届出書関係書面の記載例（法定書類等）

記載例 目次

様式第二十二号の二	変更届出書（第一面）	98ページ
様式第二十二号の二	変更届出書（第一面）	99ページ
様式第二十二号の二	変更届出書（第一面）	100ページ
様式第二十二号の二	変更届出書（第二面） 営業所の変更	101ページ
様式第二十二号の二	変更届出書（第二面） 営業所の新設	102ページ
様式第二十二号の二	変更届出書（第二面） 営業所の廃止	103ページ
別紙 4	営業所技術者等一覧表	104ページ
様式第八号	営業所技術者等証明書 （担当業種又は有資格区分の変更）	105ページ
様式第八号	営業所技術者等証明書（追加）	106ページ
様式第八号	営業所技術者等証明書（削除）	107ページ
様式第八号	営業所技術者等証明書 （営業所のみの変更）	108ページ
様式第二十二号の三	届出書	109ページ
様式第二十二号の四	廃業届	110ページ

※以下の様式の記載例は、「建設業許可申請関係書面の記載例」をご覧ください。

- ・様式第六号 誓約書
- ・様式第七号 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書
- ・別紙 常勤役員等の略歴書
- ・様式第七号の二 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
- ・別紙 1 常勤役員等の略歴書
- ・別紙 2 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
- ・様式第七号の三 健康保険等の加入状況
- ・様式第十一号 建設業法施行令 3 条に規定する使用人の一覧表
- ・様式第十二号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
- ・様式第十三号 建設業法施行令 第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

・法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載する。ここでいう本店とは「主たる営業所」をいう。
 ・「主たる営業所」が本社と異なる場合は登記上・事実上住所を並記する。
 ・許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記する。

(1)～(8)に届出事項に該当するものがある場合は○をつける。

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
 建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者
 について変更があったので届出をします。

令和 〇 年 4 月 1 日

関東地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

(登記上) 東京都千代田区豊ヶ関2-1-3
 (事実上) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
 株式会社 関東建設
 代表取締役 関東 太郎

届出者

大臣 知事 コード **大臣許可は00** 許可取得年度

許可番号: 3 5 0 0 国土交通大臣 許可 (一般-05) 第 0 1 2 3 4 5 号 許可年月日 令和 0 5 年 0 4 月 0 1 日

法人番号: 3 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

複数の許可を受けている場合は、現在有効許可日のうち最も古いものを記入する。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号の変更	株式会社 関東組	株式会社 関東建設	令和〇年4月1日	変更年月日は事実日を記載する。役員の就退任の場合は、登記事項証明書に記載されている日付を記載する。
資本金の変更	20,000千円	40,000千円	令和〇年4月1日	
代表者(申請者)	代表取締役 関東 一郎	代表取締役 関東 太郎	令和〇年4月1日	取締役退任
役員等の退任	代表取締役 関東 一郎	-	令和〇年4月1日	代表取締役就任
役員等の氏名	取締役 関東 太郎	代表取締役 関東 太郎	令和〇年4月1日	株主就任
〃	取締役 関東 一郎	株主 関東 一郎	令和〇年4月1日	
主たる営業所の所在地の変更	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和〇年4月1日	営業所技術者等や業種の変更が生じた営業所名を記載
常勤役員等の変更	関東 一郎	関東 二郎	令和〇年4月1日	主たる営業所
営業所技術者等の変更	関東 三郎	関東 四郎	令和〇年4月1日	主たる営業所
営業所の業種の変更	建築防内	建と塗防内	令和〇年4月1日	主たる営業所
営業所技術者等の担当業種の変更	関東 五郎	関東 五郎	令和〇年4月1日	主たる営業所
				営業所の情報に変更があった場合は、別途第二面の提出が必要。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入する。

法人の種類はフリガナは記入しない。 ◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ: 3 7 カントウケンセツ 濁点、半濁点を有する文字は一字として記入する。例: ダ ビ

商号又は名称: 3 8 (株) 関東建設 法人の種類は略字で記入。(株)、(有)、(資)、(名)

代表者又は個人の氏名のフリガナ: 3 9 カントウ タロウ

代表者又は個人の氏名: 4 0 関東 太郎 コードに含まれる都道府県、市区町村名を記入。

総務省編「全国地方公共団体コード」より、該当コードの5桁を記入する。 1 1 1 0 5 都道府県名 埼玉県 市区町村名 さいたま市中央区

主たる営業所の所在地: 4 2 新都心2-1 項番41に続く住所を記入。「丁目」「番」及び「号」についてはハイフンを用いて記入する。二桁以上の数字については一桁ずつ記入する。

郵便番号: 4 3 3 3 0 - 9 7 2 4 電話番号 0 4 8 - 6 0 1 - 3 1 5 1

資本金額又は出資総額: 4 4 4 0 0 0 0 (千円) 届出時の資本金を千円単位で右詰めで記入。(千円未満切り捨て)

局番との間はハイフンで継ぎ左詰めで記入する。

連絡先 所属等 **建設産業第一課** 氏名 **関東 一郎** 電話番号 **048-601-3151**
 ファックス番号 **048-600-xxxx**

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用者 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者 (9)建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

令和 〇 年 4 月 1 日

関東地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿

(登記上) 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 (事実上) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 株式会社 関東建設 代表取締役 関東 太郎

届出者

許可番号 国土交通大臣 知事 許可 (一般-05) 第 012345 号 令和 05 年 04 月 01 日

法人番号 営業所の新設・廃止の場合は、令3条使用人及び営業所技術者等を必ず記載すること。第二面を必ず添付すること。 営業所の情報に変更があった場合は、別途第二面の提出が必要。

Table with 4 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include items like '従たる営業所の新設', '令3条使用人の追加', '営業所技術者等の追加', etc.

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力】と◎【営業所技術者等が置かれる営業所の変更と担当業種の変更を行う場合、様式第八号の提出は「区分3&区分4(追加と削除)」ではなく「区分2&区分5(業種・区分の変更と営業所のみの変更)」で営業所技術者等の置かれる営業所を変更してから業種の変更を行う

Form for registration details including: 商号又は名称のフリガナ, 代表者又は個人の氏名のフリガナ, 主たる営業所の所在地, 郵便番号, 資本金額又は出資総額.

連絡先 所属等 建設産業第一課 氏名 関東 一郎 電話番号 048-601-3151 ファックス番号 048-600-xxxx

区分2：営業所の業種・所在地変更

(第二面)

区分 項番 3
 8 1 2
 大臣 知事 ロード

2. 営業しようとする建設業
 又は従たる営業所の所在地の変更

3. 従たる営業所の
 新設

4. 従たる営業所の
 廃止

許可番号 項番 3
 8 2 0 0

国土交通大臣 知事 許可 (一般-05) 第 0 1 2 3 4 5 号

許可年月日 令和 0 5 年 0 4 月 0 1 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

主たる営業所の業種を追加する場合
(特定のとび・土工・コンクリート工事業を追加)

(主たる営業所)

営業しようとする建設業

8 3 2 2 1 1 1

変更前 2 1 1 1

(1. 一般)
(2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ シガエイギョウシヨ

従たる営業所の称 8 4 滋 賀 営 業 所

従たる営業所の業種を追加する場合
(一般の管工事業を追加)

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6 燈枠内については変更がないようであれば、記載不要

郵便番号 8 7 電話番号

営業しようとする建設業

8 8 2 2 1 1 1

変更前 2 2 1 1 1

(1. 一般)
(2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ ワカヤマエイギョウシヨ

従たる営業所の称 8 4 和 歌 山 営 業 所

従たる営業所の業種を廃止する場合
(特定の土木工事業、一般の管工事業を廃止)

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6 燈枠内については変更がないようであれば、記載不要

郵便番号 8 7 電話番号

営業しようとする建設業

8 8 2 2 1 1 1

変更前 2 2 1 1 1

(1. 一般)
(2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ オオサカエイギョウシヨ

従たる営業所の称 8 4 大 阪 営 業 所

従たる営業所の所在地のみを変更する場合

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 2 7 1 2 2 都道府県名 大阪府 市区町村名 大阪市中央区

従たる営業所の所在地 8 6 大 手 前 1 - 5 - 4 4

紫枠内は市区町村コード以下の「番地」等を記入する

郵便番号 8 7 5 4 0 - 8 5 8 6 電話番号 0 6 - 6 9 4 2 - 1 1 4 1

営業しようとする建設業

8 8 燈枠内については変更がないようであれば、記載不要

変更前

営業所技術者等一覧表

令和 ○ 年 4 月 1 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
主たる営業所	関東 四郎	土-9	1 3
	関東 五郎	建-9、と-9、 塗-7、防-7、 内-7	2 0
神奈川営業所	関東 九郎	土-9、建-9 管-7、内-7	1 3 2 0 2 9
滋賀営業所	近畿 花子	土-9、建-9 管-7	1 3 2 0 2 9
<p>建設業許可申請書「別紙二（１）（２）」の「営業所の名称」欄と同一順序で、各営業所ごとに分けて記入する。</p> <p>・氏名は国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入する。 ・実務経験のみの場合は、健康保険証の氏名で記入する。</p> <p>営業所技術者等となる業種について業種の略号と「-」に続けて別紙②有資格コード一覧に記載されている数字を記入する。</p> <p>「建設業許可・変更の手引き」P43以降の、有資格コード一覧の資格コードを記入する。</p>			
<p>本様式は、営業所技術者等に関する届出があった場合に提出する（全営業所分の営業所技術者等名を記載する）。</p>			
<p>記載方法</p> <ol style="list-style-type: none"> この一覧表は、既に営業所技術者等証明書（様式第八号）による営業所技術者等の証明を行った建設業について作成します。 「建設工事の種類」の欄は、別紙二の「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事について、例えば、「土-9」のように、上記表の分類に従い、当該する数字と業種の略号とを「-」で結んで記載します。（参照：別紙②有資格コード一覧） 「有資格区分」の欄については、別紙②有資格コード一覧により、資格コードを記入して下さい。 			

営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和〇年4月1日

関東 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

(登記上) 東京都千代田区霞が関2-1-3
(事実上) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎

申請者
届出者

区分: 大臣コード

項番: 612

1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更

許可年月日: 令和〇年5月04日

許可番号: 6200 国土交通大臣 許可 (一般-05) 第012345号

担当業種を追加する場合 (特定の「と」を追加)

氏名: 関東 五郎 (フリガナ: カントウ ゴロウ) 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

生年月日: S60年01月01日

建設工事の種類: 64 99...777 (フリガナ: 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消消解)

有資格区分: 6520... (フリガナ: 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消消解)

変更、追加又は削除の年月日: 令和〇年4月1日

営業所の名称 (旧所属): 主たる営業所

営業所の名称 (新所属): 主たる営業所

住所: 居所の住所

項番64、65に記載する番号(コード)は手引きP.43~「別紙②有資格コード一覧」参照

上下段とも同じ営業所の名称を記載する

担当業種・有資格区分を追加する場合 (一般の「管」(1級管工事施工管理技士)を追加)

氏名: キンキ 花子 (フリガナ: キンキ ハナコ) 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

生年月日: S60年01月01日

建設工事の種類: 64 99...7 (フリガナ: 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消消解)

有資格区分: 65132029... (フリガナ: 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消消解)

変更、追加又は削除の年月日: 令和〇年4月1日

営業所の名称 (旧所属): 滋賀営業所

営業所の名称 (新所属): 滋賀営業所

住所: 居所の住所

有資格区分を追加する場合は、追加分も併せた、今後担当する業種に対応する全ての有資格区分コードを記載する

担当業種を削除する場合 (一般の「内」を削)

氏名: キンキ 五郎 (フリガナ: キンキ ゴロウ) 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

生年月日: S60年01月01日

建設工事の種類: 64 99...7 (フリガナ: 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消消解)

有資格区分: 6520... (フリガナ: 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消消解)

変更、追加又は削除の年月日: 令和〇年4月1日

営業所の名称 (旧所属): 京都営業所

営業所の名称 (新所属): 京都営業所

住所: 居所の住所

営業所技術者等の交替に伴う削除

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和 〇 年 4 月 1 日

関東 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

(登記上) 東京都千代田区霞が関2-1-3
(事実上) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎

申請者
届出者

区分: 項番 6 1 4 (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

許可番号: 6 2 0 0 国土交通大臣 許可 (一般特 0 5) 第 0 1 2 3 4 5 号 許可年月日 令和 〇 5 年 〇 4 月 〇 1 日

氏名: かんとう さぶろう (フリガナ) カントウ サブロー 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 6 3 カン 東 三 郎 生年月日 6 0 年 0 1 月 0 1 日

建設工事の種類: 営業所技術者等を交替に伴い削除する場合は、項番64の下段にのみ記載する

有資格区分: 6 5 1 3

変更、追加又は削除の年月日: 令和 〇 年 4 月 1 日 営業所の名称 (旧所属): 主たる営業所

営業所技術者等の住所: 居所の住所 営業所の名称 (新所属): 営業所の名称は上段にのみ記載する

氏名: 生年月日 年 月 日

建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日: 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)

営業所技術者等の住所: 営業所の名称 (新所属)

氏名: 生年月日 年 月 日

建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日: 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)

営業所技術者等の住所: 営業所の名称 (新所属)

営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、

建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2号

に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和 〇 年 4 月 1 日

関東 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

(登記上) 東京都千代田区霞が関2-1-3
(事実上) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎

申請者
届出者

区分: 項番 6 1 5 (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

許可番号: 6 2 0 0 国土交通大臣 許可 (一般 - 0 5) 第 0 1 2 3 4 5 号 許可年月日: 令和 〇 5 年 〇 4 月 〇 1 日

氏名: 項番 6 3 キン 近 畿 五 郎 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 15 6 0 年 18 〇 1 月 20 〇 1 日

建設工事の種類: 項番 6 4 9 7 7 (項番64は上下段ともに同じ業種コードを記載する)

有資格区分: 項番 6 5 2 0 (項番64、65に記載する番号(コード)は手引きP.43~「別紙②有資格コード一覧」参照)

変更、追加又は削除の年月日: 令和 〇 年 4 月 1 日

営業所技術者等の住所: 居所の住所 神戸営業所 (旧所属) 京都営業所 (新所属)

氏名: 項番 6 3 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 15 年 18 月 20 日

建設工事の種類: 項番 6 4

有資格区分: 項番 6 5

変更、追加又は削除の年月日: 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所: 営業所の名称 (旧所属) 営業所の名称 (新所属)

氏名: 項番 6 3 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 15 年 18 月 20 日

建設工事の種類: 項番 6 4

有資格区分: 項番 6 5

変更、追加又は削除の年月日: 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所: 営業所の名称 (旧所属) 営業所の名称 (新所属)

常勤役員等、営業所技術者等（担当する全ての業種において後任者がいない場合）の削除

届 出 書

下記のとおり、

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (3) 営業所技術者等を削除した**
- (4) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

令和 ○ 年 4 月 1 日

(1)～(4)に届出事項に該当するものがある場合は○をつける。

関東 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

(登記上) 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
(事実上) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎

届 出 者

許 可 番 号

5	1	0	0
---	---	---	---

国土交通大臣
知事 許可 (一般特 05) 第 012345 号

許 可 年 月 日

0	5	0	4	0	1
---	---	---	---	---	---

令和 05 年 04 月 01 日

**補佐人を削除する場合は項番52へ記入する。
その場合(1)の○は不要。**

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5	2								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

生 年 月 日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

届出事項に該当するものがある場合は○をつける。

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなった場合
(3) **営業所技術者等を削除した場合**

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5	3	関	東	八	郎				
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

生 年 月 日

S	6	0	0	1	0	1
---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

営 業 所 の 名 称 茨城支店 建設工事の種類 土、建

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5	3								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

生 年 月 日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

営 業 所 の 名 称 _____ 建設工事の種類 _____

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5	3								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

生 年 月 日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

営 業 所 の 名 称 _____ 建設工事の種類 _____

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

()

